建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和5年8月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

			16 20K 1 - 2-		
処分年月日	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した 建設業の種類
R5. 7. 3	岩谷化学工業株式会 社	西口 勇司	湖南市菩提寺327-14	(般-01) 第031185号	機
R5. 7. 5	木村表具店	木村 清美	彦根市芹中町14	(般-04) 第051250号	内
R5. 7. 11	滋賀県建設工事業協 同組合	細江 貴之	米原市枝折362	(般-03) 第061766号	土・と・舗
R5. 7. 14	芳本工務店	芳本 登巳男	高島市新旭町針江177-1	(般-30) 第080622号	建
R5. 7. 24	コカジ技建	小梶 健一	長浜市新庄中町166-10	(般-04) 第061368号	土・と・管・水・解

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

			Et la MAT de		
処分年月日	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した 建設業の種類
R5. 7. 10	羽野工業有限会社	羽野 俊久	大津市国分2-29-5	(般-04) 第012415号	٤
R5. 7. 12	株式会社Calli ng	田中 隆次	守山市守山 6 - 9 - 60	(般-03) 第023048号	塗